

第1回鳥取県立中部療育園整備検討会 次第

平成29年3月30日 午後1時30分から
鳥取県立倉吉総合看護専門学校 会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 運営要綱（案）
- 4 会長及び副会長選出
- 5 協議事項
 - (1) 県中部圏域における療育ニーズ等
 - (2) 中部療育園の現況
 - (3) 次回以降の予定
- 6 閉会

鳥取県立中部療育園整備検討会委員名簿

H 2 9 . 3 . 2 8

所属・役職	氏 名	選任理由	性別
中部療育園利用者 (保護者) 代表	坂本 沙智	中部療育園の通園児童の保護者。	女性
倉吉養護学校保護者会 代表	中江 陽子	倉吉養護学校生徒の保護者。	女性
倉吉市肢体不自由児・ 者父母の会 会長	筏津 充代	肢体不自由児者団体の代表。	女性
特定非営利法人鳥取県 自閉症協会 役員	徳本 朋子	障がい児者団体所属。(同会推薦)	女性
中部圏域障がい者地域 自立支援協議会 委員	但馬 崇	障がい児者支援に係る協議会の役員。	男性
厚生病院 事務局長	足立 正久	中部療育園関係機関。(療分野)	男性
倉吉市福祉保健部 子ども家庭課 課長	種子 真一	施設所在地の自治体の障がい児福祉担当。	男性
中部療育園 医長	杉浦千登勢	中部療育園職員(医師)	女性
倉吉養護学校 校長	茅原 宏司	倉吉養護学校職員(教員)	男性

鳥取県立中部療育園整備検討会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、鳥取県立中部療育園整備検討会（以下「検討会」という。）に関し必要な事項を定める。

（検討事項）

第2条 検討会は、鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）に関する次の事項を検討する。

- （1）中部療育園に係る整備方法
- （2）鳥取県立倉吉養護学校（以下「倉吉養護学校」という。）における医療的ケア体制の整備
- （3）前各号に掲げるもののほか、検討が必要とされた事項

（組織）

第3条 検討会は、委員10名以内で組織し、委員は次に定める者の中から知事が任命する。

- （1）中部療育園及び倉吉養護学校の利用者（保護者）
- （2）障がい児者に係る関連団体の構成員
- （3）医療関係機関の職員
- （4）関係市町村の職員
- （5）中部療育園及び倉吉養護学校の職員
- （6）その他、福祉保健部長が必要と認めた者

2 検討会の設置期間は、平成29年3月28日から平成29年8月31日までとする。ただし、任期途中に委員の変更が生じた場合は、後任者の任期はその残余期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 検討会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会を総括し、代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課において行う。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

鳥取県のめざす療育体制(案)

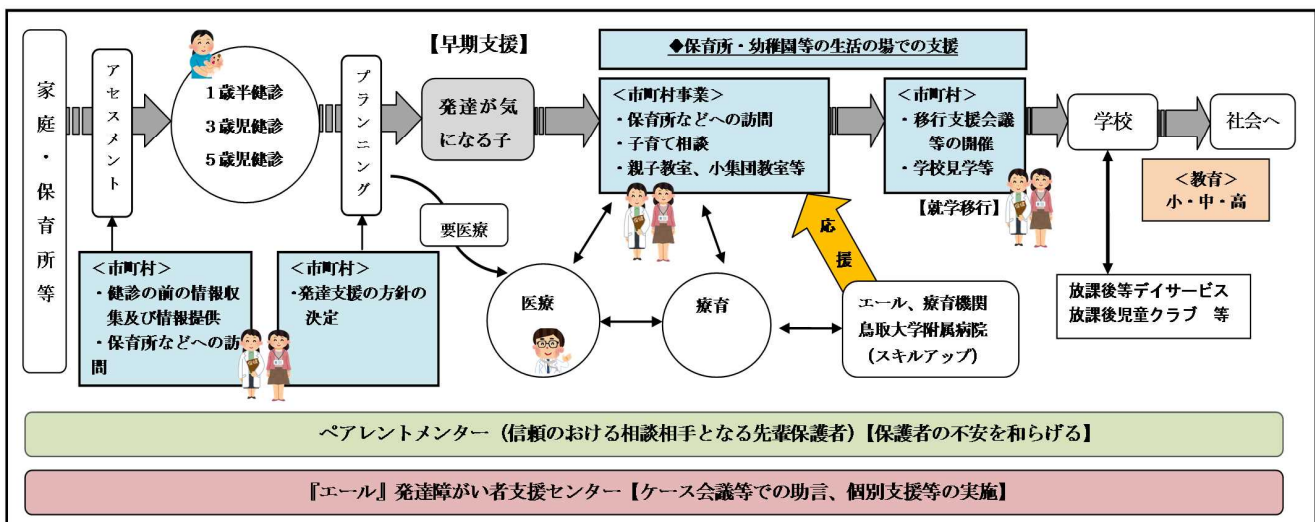
平成27年3月

子育て王国推進局

発達の気になる子どもへの支援体制（全体像）

- 市町村の発達支援の中核を担う保健師等を中心に、必要に応じて医療や療育、教育機関等の専門家の助言を受けながら、身近な地域で早期に支援が受けられる体制づくりを進める。特に健診後の事後相談の充実を図っていく。
- 発達が気になる子どもの一次的な相談を市町村が受けることにより、医療等を必要とする子どもたちがスムーズに支援を受けられる体制を目指す。
- 支援者が共通理解のもと支援を行えるよう、随時、保健、医療、教育、福祉等の関係機関によるケース会議等を実施し、支援方針を（再）検討する。
- 就学後も継続して支援（相談）が出来る場を確保する。（保護者の悩みが聞ける場）

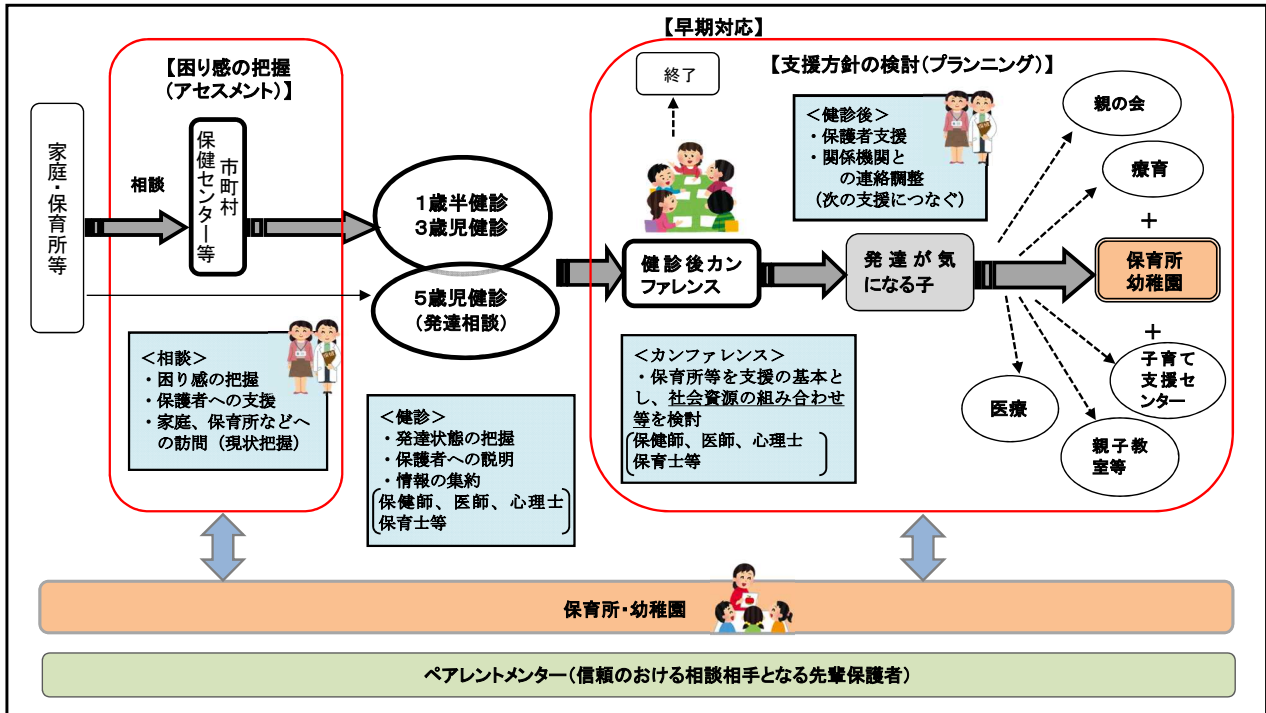
【目指す体制】



※発達支援を担当する
市町村保健師等

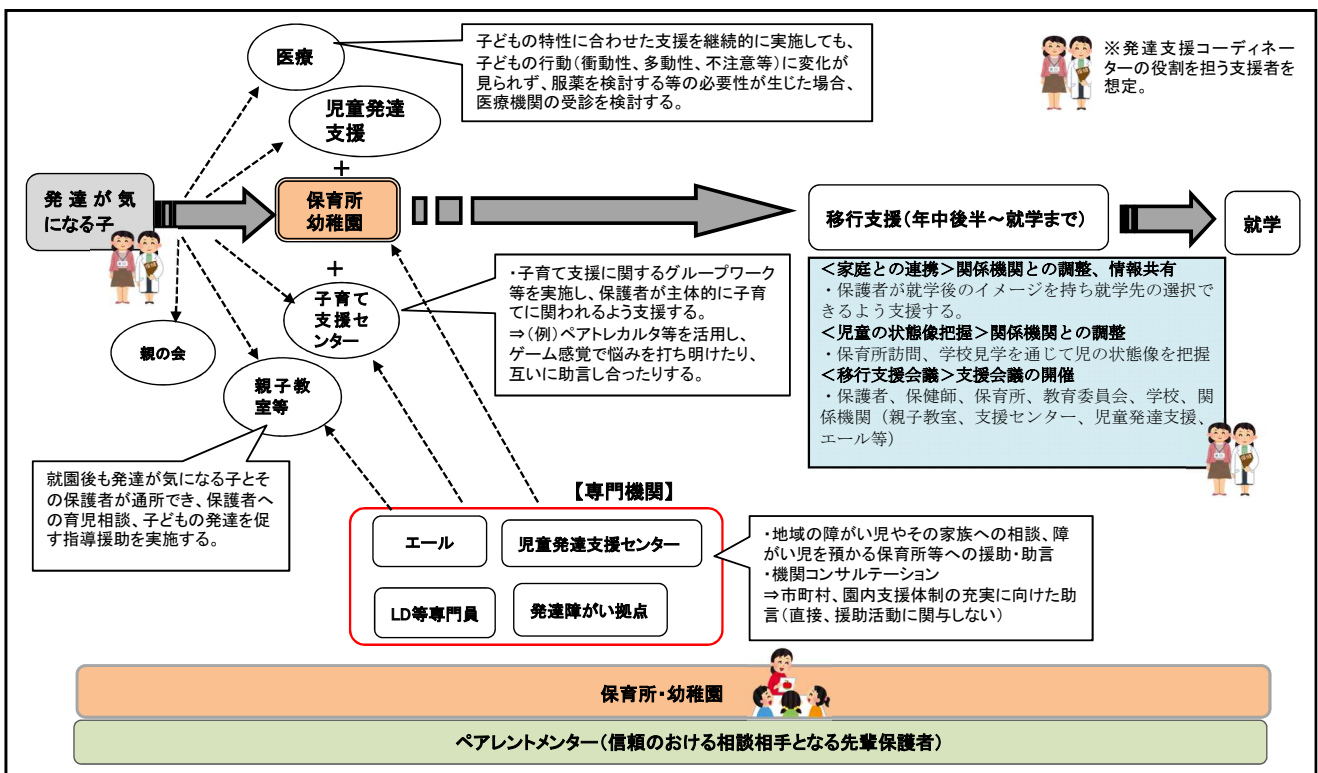
①相談から支援方針の決定まで

- ◆家庭や保育所等からの相談を、市町村保健センター等で受け、聞き取りや訪問を通じて子どもの困り感や保護者の思いを整理する。
- ◆乳幼児検診及び5歳児健診において、保健師、医師、保育士、心理士等のチームで現状を把握し、保護者へ伝え、子育て相談等を受ける。
- ◆健診後、健診時の様子や日々の様子等をもとに、チームで今後の支援の方向性を検討し、共通認識を図る。
- ◆発達が気になる子については、保育所・幼稚園や市町村事業、子育て支援センター、医療等、役割分担を行いながら支援を行っていく。



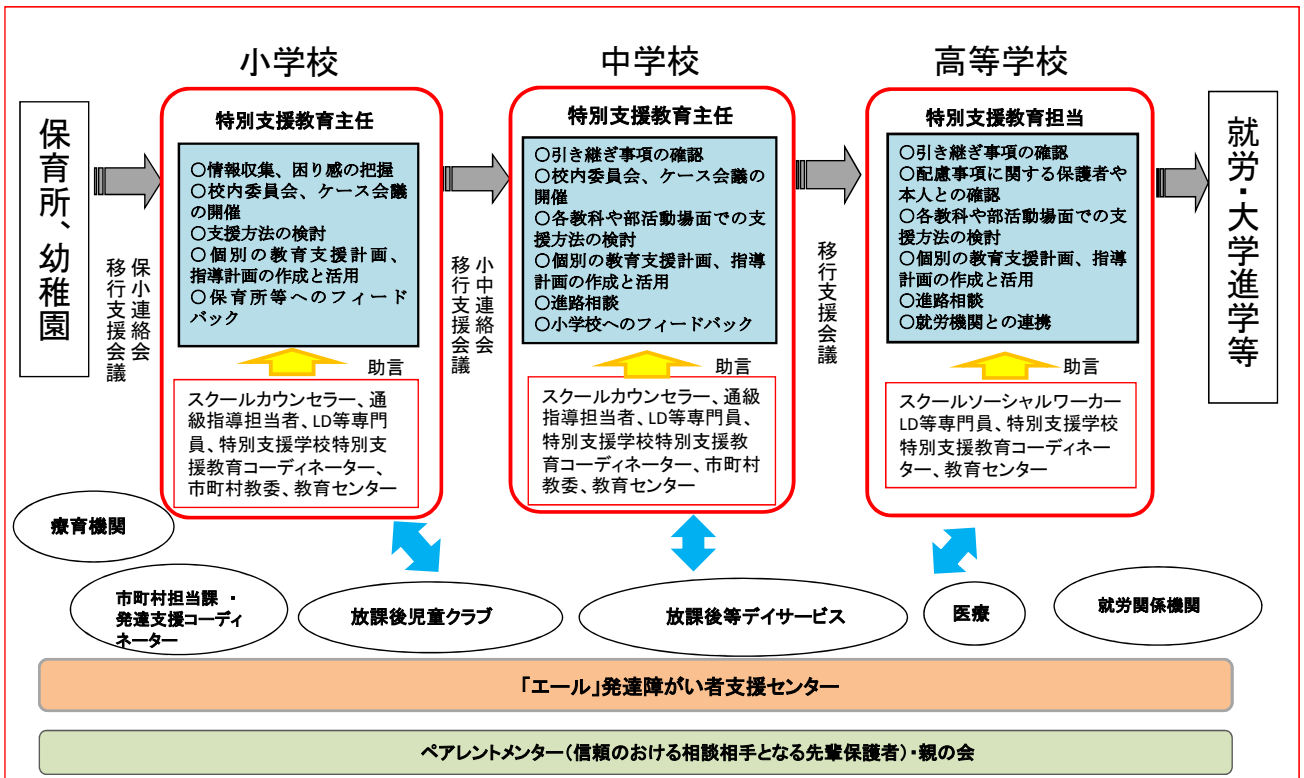
②支援方針の決定から就学まで

- ◆就園後は保育所等を中心に、市町村事業、子育て支援センター、医療等が役割分担を行い子ども、保護者への支援を継続する。
- ◆親子教室、子育て支援センターの子育て支援機能を強化する。
- ◆就学移行支援は各機関が連携を取り長期的期間で保護者の意向を踏まえながら、子どもの状態に適した就学先を選択できるよう支援する。



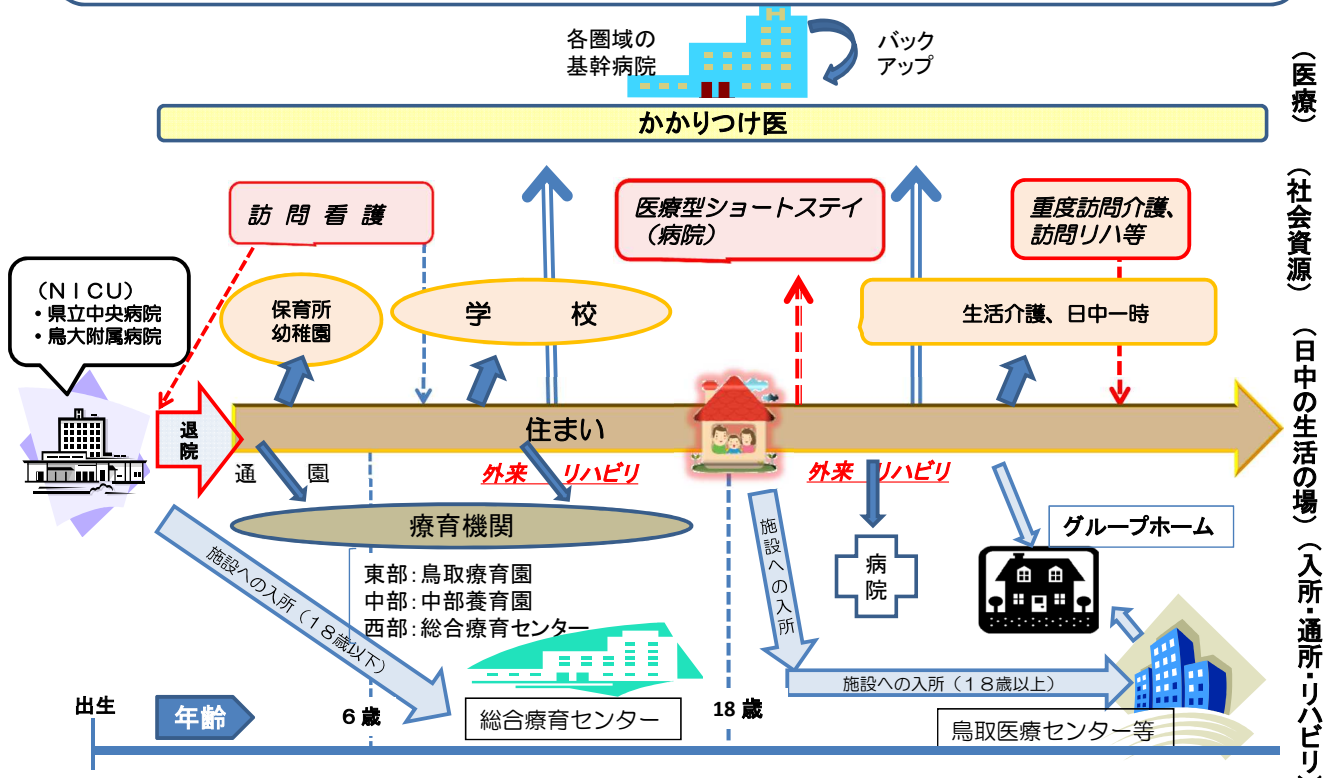
③ 就学から就労、進学まで

- ◆各校の特別支援教育主任が中心となって、発達の気になる児童、生徒についての校内支援体制を構築する。
- ◆必要に応じて、関係機関とのケース会議を行い、情報共有を行ったり、支援目標の共通理解を図る。
- ◆個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を継続し、進学の際に引き継いでいくことで、切れ目のない支援を行っていく。



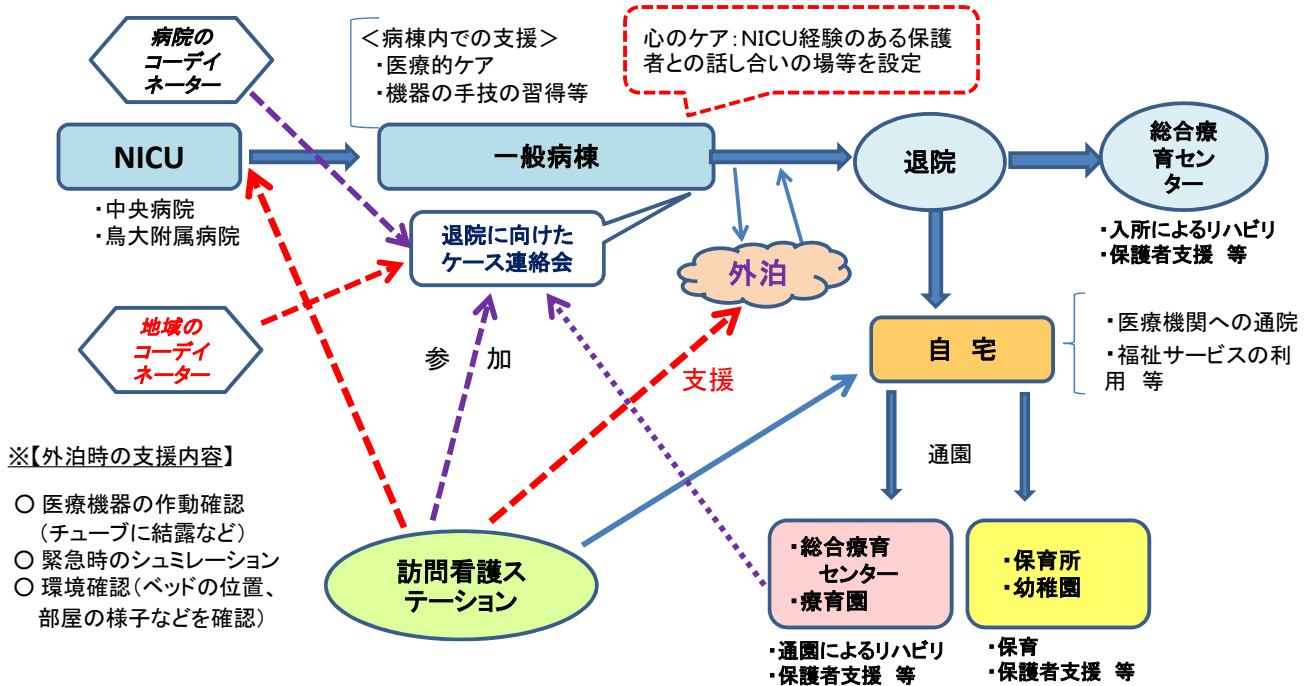
重度障がい児者への支援体制（全体像）

- NICUから自宅へ移行する場合の支援の充実を図る。 → **(新) 訪問看護ステーションに対し、診療報酬で対応出来ない部分について補助制度の創設**
- 就学期以降、途切れのないリハビリ体制を構築する。**(特に東部・中部圏域)**
- 医療型ショートステイ、訪問リハビリ等の社会資源を増やす。
- 筋ジストロフィー対応について、特に東部での対応の検討が必要。



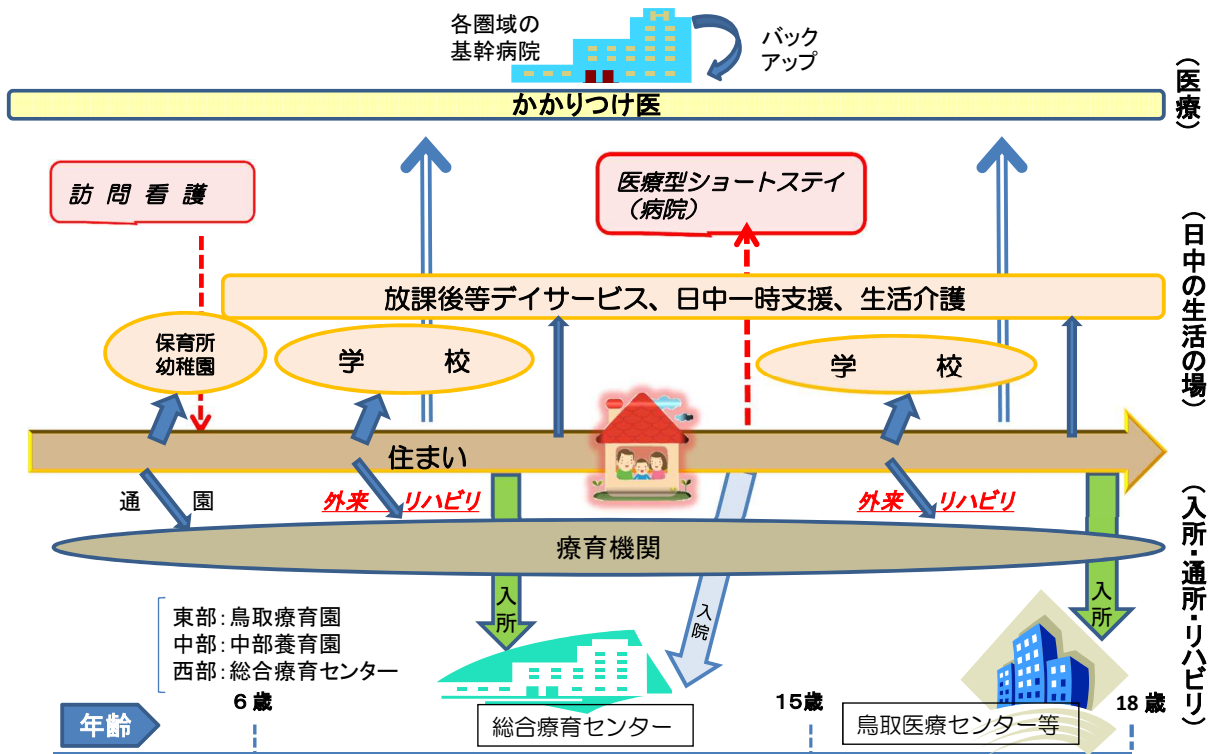
①NICUから自宅への移行に向けた支援

- NICU→一般病棟からの退院に際して、保護者の不安は大きい。(子どもの命を守れるのだろうか 等)
- 一般病棟で退院に向けた外泊訓練等に、訪問看護ステーションの看護師等が支援を行うシステムを構築する。
→ **(新) 訪問看護ステーションに対し、診療報酬で対応出来ない部分について補助制度の創設**
- 一般病棟で不安な保護者へのケアとして、NICU経験者の保護者との話し合いの場を設ける等、不安な気持ちを少しでも解消出来るようにする。(心理職の参加も)
- コーディネートを誰が行うか、訪問看護を行う看護師の確保策については、今後、検討が必要である。



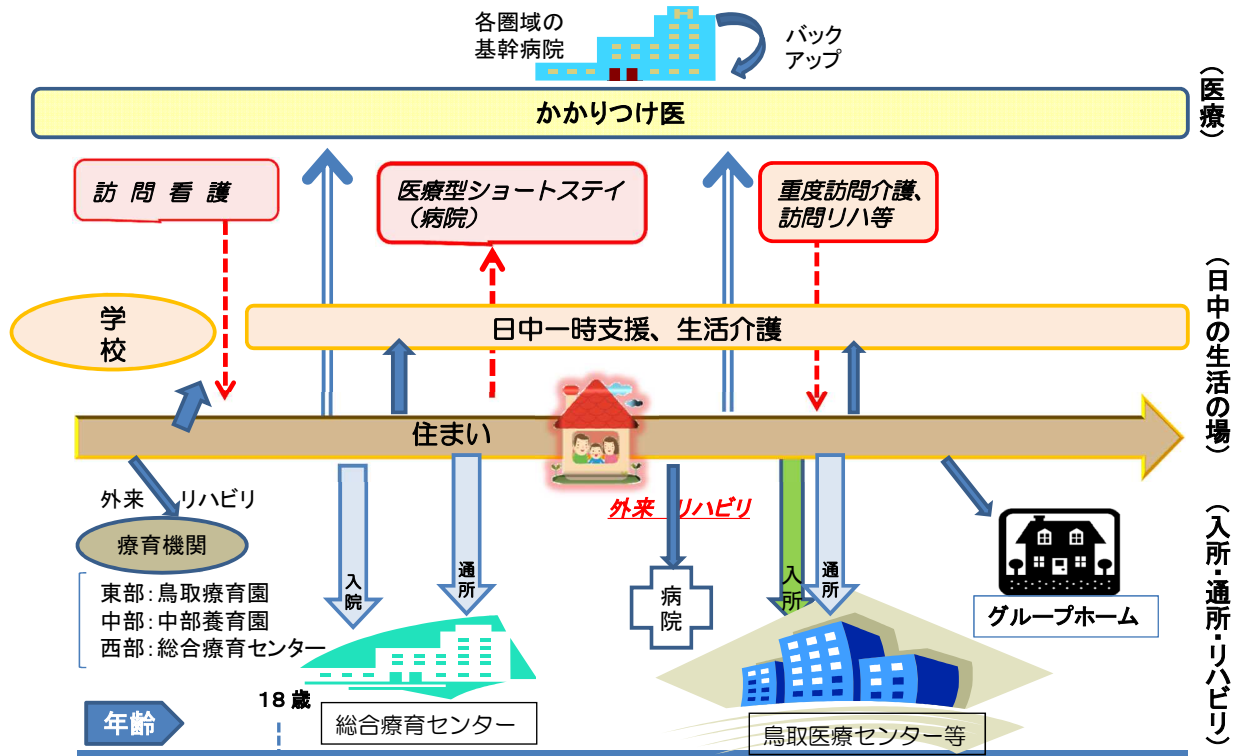
② 学齢期への支援体制

- 就学期のリハビリを実施する機関を明確にする必要がある。(西部は総合療育センターが18歳まで定期的に支援、東部・中部は就学後、療育園が対応しているが十分な体制での支援になっていない)
- かかりつけ医を増やして行くための働きかけを進める必要がある(例: 医師会の事例検討で話をしていく)
- 手術後の集中リハビリ等への対応策を検討する必要がある。



③ 学齢期以降の支援体制

- 18歳以降は、鳥取・中部療育園は関わりがほとんどなくなる。総合療育センターは、保険入院、重心通園、ショートステイでの関わりは残る。
- リハビリ支援は、病院、リハビリ事業所での実施となる。
- 医療型ショートステイ、訪問リハビリ等の社会資源を増やす必要がある。



中部療育園の概要

平成28年4月1日
鳥取県立中部療育園

1 沿革

鳥取県には、1955年（昭和30年）西部地区に整肢学園（現総合療育センター）が開設。1965年（昭和40年）には東部地区に鳥取療育園が開設されたが、しばらく中部地区には肢体不自由児療育の専門施設がなかったため、御家族の皆さんの切なる要望を基に2003年（平成15年）4月、知的障害児施設「皆成学園」内に『中部療育園』が開設された。
2004年（平成16年）4月から現在地（倉吉市南昭和町15 県立保育専門学院敷地内）に移転して、中部地区を中心とした、身体に障がいのある子ども達が通園して、保育や医学的な療育訓練等を通じて、子ども達それぞれの適性に応じた育ちを支援している。

2 施設種別

- (1) 児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センター（児童福祉施設）
- (2) 医療法に基づく診療所
- (3) 児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス事業所

3 施設の機能

(1) 児童福祉施設等としての機能

事業名	定員	実施日
医療型児童発達支援事業	} 1日当たり 10名 (各事業を通じ)	月～金曜日
放課後等デイサービス事業		月2回
児童発達支援事業		月2回

(2) 診療所としての機能

診療科	小児科、整形外科
診察日	月～金曜日

※予約制

4 施設概要

区分	内容
建築面積	360.93㎡
構造	軽量鉄骨造平屋建
主な設備	診察室、指導訓練室、相談室 他

5 職員数 11名（常勤8名、非常勤3名 平成28年4月1日現在）

医師、事務、児童指導員、保育士、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、心理療法専門員

※小児科医師は、非常勤1名のほか県立厚生病院、総合療育センターから診療援助。

6 主なサービス内容

(1) 通所サービス

事業名	対象児童	サービス内容
医療型児童発達支援（「ぐんぐん」）	肢体不自由児・重症心身障がい児（未就学児）	身体的・医療的な確認を行いながら、保育活動を通して、子どもへの発達支援を行っている。また、親子で通所してもらい、保護者への育児支援も行っている。
放課後等デイサービス（「もこもこ塾」）	肢体不自由児・重症心身障がい児（就学児）	小集団での活動を通じて、生活に必要な基本動作を行いながら、それぞれの運動機能の維持・向上及びコミュニケーションへの意欲を育む。

児童発達支援 (SST=ソーシャルスキルトレーニング教室)	発達障がいの児童	社会性や対人コミュニケーションに困難さがあり、集団参加が難しい児童を対象に小集団による活動を通じてソーシャルスキルの獲得を目指す。 (平成28年度開始予定。従前の機能性構音障害を対象とした「おしゃべり教室」を改組。)
----------------------------------	----------	---

(2) 外来サービス

事業名等	対象児童	サービス内容
外来診療	障がい児全般	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診察(脳神経小児科医、整形外科医※) ・理学療法、作業療法、言語療法等の個別訓練
保護者支援 (地域障がい児・者交流会)		<ul style="list-style-type: none"> ・AD/HDなどの発達障がいのある子どもの保護者が、より適切な子どもへの関わり方を学ぶ。

※整形外科医は、総合療育センター医師の兼務。

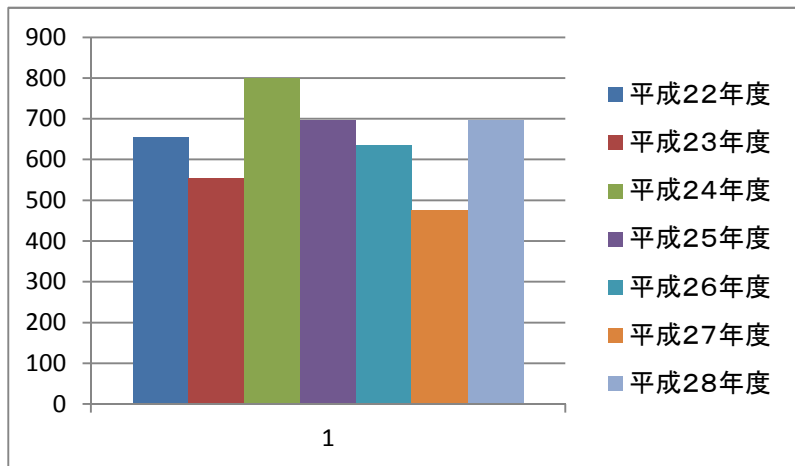
(3) 地域支援サービス(障がい児等地域療育支援事業)

事業名等	対象児童	サービス内容
施設支援	障がい児全般	障がい児が利用している施設(保育所、学校、事業所等)に職員が訪問し、施設職員に対し指導・助言を行う。
訪問療育		障がい児の自宅に職員が訪問し、相談に対しアドバイスを行う。

事業別・年度別利用人数一覧（中部療育園）

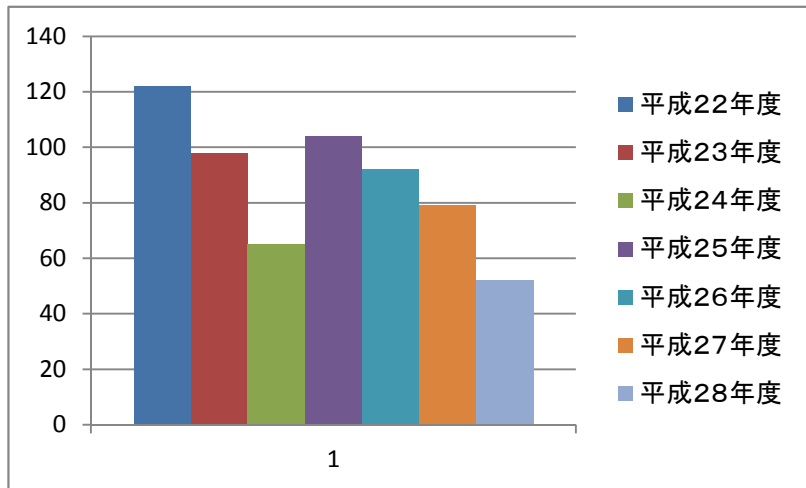
〔医療型児童単位：人〕

	計
平成22年度	654
平成23年度	554
平成24年度	800
平成25年度	695
平成26年度	635
平成27年度	475
平成28年度	696



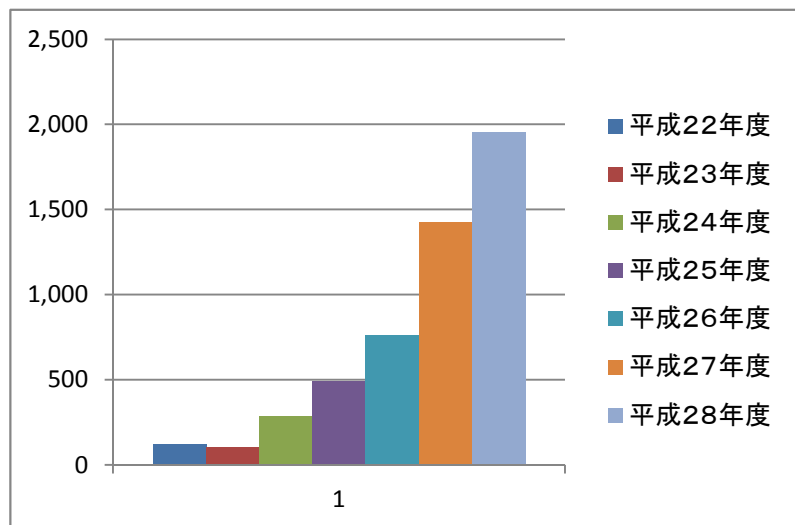
〔放課後等デ単位：人〕

	計
平成22年度	122
平成23年度	98
平成24年度	65
平成25年度	104
平成26年度	92
平成27年度	79
平成28年度	52



〔外来診療〕 単位：人〕

	計
平成22年度	122
平成23年度	102
平成24年度	288
平成25年度	492
平成26年度	764
平成27年度	1,421
平成28年度	1,952



中部療育園の整備に当たっての諸課題

子ども発達支援課

1 背景・課題

中部療育園は、建築後12年が経過し、様々な課題が生じている。

(1) 施設の狭隘化

新築後12年が経過し、建築当初と比べると利用者のニーズが多様化し、施設が非常に手狭になってきており、こうしたニーズに施設・設備が十分に对应されていない。

また、保護者からも、ニーズの多様化に伴い、施設が狭いと意見が寄せられている。

【ニーズの多様化】

肢体不自由児や重症心身障がい児の通園利用（集団による療育）だけではなく、発達障がい児による通園利用（小集団）や外来受診（個別リハビリ）が急増 等

(2) 保護者等の意見

中部療育園及び倉吉養護学校の保護者からは、以前より、中部療育園、倉吉養護学校及び厚生病院の3施設がお互いより近い場所にあった方が安心との意見があった。

(3) 県議会からの指摘等

県議会からは、施設の狭隘化や人員の不足等が生じていることから、利用しやすい環境づくりのため、迅速に人員体制と今後の施設のあり方について検討するよう指摘を受けているが、未だ方向性が明確になっていない。

また、中部療育園は、新築当時の経緯等もあって、プレハブ造りの構造となっているが、県議会からは、プレハブのまま運営をしていることについて指摘があった。

(4) 医療・療育連携会議における議論

平成27年1月～3月に開催した「医療・療育連携会議」の中で、中部療育園の移転改築については、「利用者（保護者）の声を踏まえながら厚生病院周辺での検討を行う」こととされた。

(5) 県議会における知事の答弁（抜粋 平成28年9月30日）

中部療育園のお話ありがとうございました。これについての現在の状況ということでございますし、その検討、建て替え、整備の検討ということでございます。

これは最近急速に利用が伸びてきておまして平成24年は外来の方が288人であったのが27年度は1,420名を超えるぐらいになりました。

体制の整備をしたんですね。従来から通所されている方というよりは、そうした外来関係でのリハビリという方が大分増えてきているというような状況になっておまして、これも急速に増えてきております。そのように、前の中部療育園から実はここ数年で様変わりをはじめております。

また、色々と環境の変化も出てきているわけでありまして。そうしたわけで、今のところで建てるという考えもあるのかもしれませんが。現実では、そうした現地に近いところでの立地はいかがかということで、事務的に色んな検討をしたり、探したりということもしてきたところでございます。ただ、何が一番いいのかですね、もう一度よく考えてみていいのかなと思います。

また、先般ちょっと大騒ぎになりましたけれども、山本教育長も今、遠回しに仰っていたようにも聞こえましたが、鳥取養護学校のことで、その体制が十分でないのではないかとということで、ご指摘があったりしまして、それで体制を整えるってことを私ども知事部局

の方からも申し上げて、教育委員会の方でも対応していただき、医療関係者にも御協力いただいたということがございました。

だんだんと先ほどの NICU の話も卒業されるかたちで在宅に出て行かれるご家族が増えてきているわけでありまして、これ本県だけの問題ではないわけですね。そうすると、その医療的ケアについて、どういう風に、色んな現場があるんですけども、それを上手にある意味、問題意識をまとめながらやっていけるのかということになりますと、必ずしも現在地にこだわる必要は無いのかもしれない。

そういう意味で、もう少し時間をかけて検討した方が、後々のことを考えてみてもですね、いいのかなという風に現在は考えているところであります。これまで、正直申し上げて、色々とおそこに建てるならここはあるとかですね、ちょっと絵を描きかけていたんですけども、色んな状況の変化もございますので、その辺の方向を見極めたり、関係者のご意見を改めて伺うようにして、今後の中部療育園のあるべき路線をですね模索して参りたいと考えております。

2 参考（関係者の声）

区 分	内 容 等
中部療育園の保護者	<ul style="list-style-type: none">・待合室が狭く、外来利用者が廊下で待っていたり、食事のエリアで言語の個別訓練をしていたりと、お互いの視線が気になって仕方がない。・外来が増えているようなので施設を広げた方がいい。外来の方が訓練室を利用しているので、通園の利用者は利用できないということでは困る。・言語訓練室の音が響きすぎる。・職員を増員してほしい。・いつでも相談できるように常勤の園長（医師）を配置してほしい。・養護学校は厚生病院の近くにあってほしい。
倉吉養護学校の教員等	<ul style="list-style-type: none">・主治医が隣接の施設にすることで、緊急時のみならず、通常時においても医療的ケアに関する相談が容易になり、これまでと安心感が違ってくる。（安心感が増す）・医療行為中、医師の判断を仰ぎたいことがあったが、連絡が取れず困ったことがあった。・急な体調の変化があったが、学校医や保護者に連絡がつかなかったため、学校で見守らざるを得なかった。